

令和3年5月7日、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置及びまん延防止等重点措置について、期間の延長や区域の追加等が行われ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。各専門学校等におかれては、生徒の学修機会の確保に引き続きお取り組みいただきつつ、感染拡大の防止のための対策について、取組の一層の徹底をお願いし

事務連絡  
令和3年5月7日

各都道府県専修学校各種学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）

令和3年5月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）及びまん延防止等重点措置等について、以下のとおり決定されましたのでお知らせします。

- ① 東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県を対象区域とした緊急事態宣言について、当該宣言を実施する期間を令和3年5月31日まで延長すること
- ② 緊急事態宣言の対象区域に、愛知県及び福岡県を加え、その実施期間を令和3年5月12日から5月31日までとすること
- ③ まん延防止等重点措置の対象となっている区域のうち、宮城県については令和3年5月11日をもって当該措置の適用を解除し、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県については、当該措置を講じる期間を5月31日まで延長すること
- ④ まん延防止等重点措置の対象区域に、北海道、岐阜県及び三重県を加え、当該措置を講じる期間を令和3年5月9日から5月31日までとすること

これらの決定等に伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更され、大学等の部活動や課外活動における感染対策として、「発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る」旨の記載が加わっておりますので、下記のとおりお知らせします。発熱等の症状がある者の取扱いについては、「専門学校等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス

感染症の感染防止対策について（周知）」（令和2年9月15日付生涯学習推進課長通知）において、「生徒や教職員等に対して検温をはじめとする健康観察を促し、発熱等の風邪の症状がある場合においては通学せず休養するよう求めることや、専門学校等の入口に検温所を設け、入構する者に対して検温を実施すること」等をお示ししているところですが、各専門学校等におかれては、変更された対処方針を踏まえ、発熱等の症状がある者が通学し、部活動等に参加することにより感染を拡大することのないよう、生徒等に対する注意喚起を改めて徹底してください。

この点も含め、各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、変更された対処方針及び「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付総合教育政策局長通知）等において示した留意事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底と、生徒の学修機会の確保の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。この際、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象となっている区域においては、変更された対処方針にも十分留意の上、所在する自治体から、緊急的な時限措置として遠隔授業の活用が求められている場合には、当該要請も踏まえ、感染対策を一層徹底するとともに、遠隔授業も適切に活用した学修者本位の授業の効果的な実施を行うなど、様々な工夫を講じて生徒等の学修機会の確保にお取り組みいただくようお願いいたします。この場合においては、専門学校等の考え方や、緊急的な対応が終了した後の授業の実施方針等について生徒への丁寧な説明を行うなど、生徒に寄り添った対応を講じるとともに、生徒が孤立・孤独に陥ることのないよう、十分な配慮をお願いいたします。

また、各専門学校等におかれては、所在する地域の感染状況等に応じて、「専門学校等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」（令和3年1月29日付総合教育政策局長通知）や、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和3年4月20日付生涯学習推進課事務連絡）において示した留意事項等を参照の上、感染拡大の防止のための対策を講じていただいているところです。他方、昨今の感染例においては、部活動終了後に屋外で車座になって会話したり、いわゆる飲み会を行ったりした際に感染が広がるなど、いわゆる「3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）」が揃う場でない状況でも感染する事例が見られることが指摘されています。また、感染力の強い変異株の拡大を踏まえると、今まで以上の警戒が必要です。各専門学校等におかれては、上記通知等に示した感染対策に関する留意事項も踏まえ、改めて、生徒一人一人に確実に情報が行きわたる手段を確保した上で、必要な情報提供及び注意喚起を実施していただくようお願いいたします。

併せて、依然として、課外活動に関連する感染事案が多数発生していることから、特に部活動等における感染対策上の留意点を改めて下記のとおり整理しました。文部科学省としては、教育的な観点からも、工夫して感染対策をしっかりと講じた上で、適切に課外活動に取り組んでいくことは重要であると考えています。他方で、生徒の感染拡大のリスク

を高める不適切な行動により課外活動に関連したクラスター等が発生すれば、課外活動を実施することへの社会的な批判が高まることとなります。そのような行動ひとつが、感染症対策に万全を期して課外活動に取り組んでいる全国の多くの生徒にも影響を与えることを、一人一人の生徒が自覚し、当事者意識をもって適切な行動をとることが重要です。各専門学校等におかれては、下記に示す事項にも十分に御参照の上、感染対策の更なる徹底を図るとともに、生徒に対して、

- ・ 部活動終了後に屋外で車座になって会話したり、いわゆる飲み会を行ったりした際に感染が広がるなど、屋外での感染事例も増えており、「3つの密」が揃う場でない状況でも感染すること
- ・ 感染力の強い変異株の拡大を踏まえると、これまで以上に対策の徹底が必要であること

を含め、改めて、基本的な感染予防対策を徹底すること、課外活動後の集団での飲食を控えること、課外活動に付随する着替えや車での移動といった場面での感染対策に十分留意することなどについて、生徒等の一人一人に確実に伝わるような形での注意喚起を行うようお願いします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いします。

## 記

### (1) 変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

#### 1. 対処方針の内容

別紙のとおり

#### 2. 関連する記載の抜粋

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (3) まん延防止

##### 5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施によ

る学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

(※下線部は今回の変更により追記されたもの)

## (2) 部活動等における感染対策の強化について

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となっている区域に所在する各専門学校等におかれては、以下のような具体的な感染対策強化の具体例も踏まえながら、地域の感染状況や自治体からの要請等に応じ、部活動等における感染対策の徹底をお願いします。

### <学校全体としての取組>

- 部活動に参加する者自身による日常的な健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る
- 活動を認めるに当たって部活動から学校への感染対策の計画書等の提出を求めるなど専門学校としての関与を強化する
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する

### <感染リスクの高い活動等の制限等>

- 近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動などを一時的に制限する
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う

### <部活動に付随する場面での対策の徹底>

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促す

- 部室，更衣室，ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には，短時間の利用とし，一斉に利用することは避け，時間差利用，身体的距離の確保，会話の制限を行う
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり，共用施設なども多く，大人数が日常生活を送る場であることから，密になる環境が形成されやすいため，平時から健康管理や感染症対策，感染症発生時の対応について医師や関係機関と検討し，十分な注意を持って用意をしておく
- 部活動に係るミーティングを行う場合には，オンラインを積極的に活用する。

### **（3）関連するこれまでの通知・事務連絡等**

- 「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付総合教育政策局長通知）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt\\_kouhou01-000004520-03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf)
- 「専門学校等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」（令和3年1月29日付総合教育政策局長通知）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210201-mxt\\_koukou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210201-mxt_koukou01-000004520_01.pdf)
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和3年4月20日付生涯学習推進課事務連絡）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210420-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)